

定 款

株式会社 野村総合研究所

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社野村総合研究所と称し、英文では Nomura Research Institute, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 経済、金融・資本市場および企業に関する研究調査業務
- (2) 自然科学および産業上の諸技術に関する総合的な研究調査業務
- (3) 人文科学および経営上ならびに国および地方自治体等の政策についての諸問題に関する総合的な研究調査業務
- (4) 経営、各種事業および情報システム等に関するコンサルティング業務
- (5) 情報システム、コンピュータネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェアおよびデータベースの企画、設計、開発、販売、構築管理、保守および運用に関する業務
- (6) 前号に関する建築工事ならびにオフィス環境の設計、監理および施工
- (7) 情報提供サービス、情報処理サービスおよび情報通信サービス
- (8) コンピュータネットワークシステムを用いた通信販売業務および金融業務
- (9) 出版物および電子コンテンツ（電子媒体情報）の製作および販売
- (10) コンピュータソフトウェアおよびハードウェアの賃貸
- (11) 有価証券等に関する投資顧問業務
- (12) 前各号に関する教育研修業務
- (13) その他前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2,722,500,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数および選任)

第17条 当社の取締役は15名以内、このうち監査等委員である取締役は5名以内とし、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

- 第 18 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 19 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役副会長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 22 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させる。
2. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

第34条 配当財産は、交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息を付けない。

附 則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第60回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損賠賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。

2. 本附則は、2035年6月20日をもって削除する。

沿革

1. 作成年月日

1965 年 12 月 8 日

2. 改正年月日

1972 年 1 月 14 日	1972 年 12 月 1 日	1973 年 1 月 19 日
1973 年 6 月 25 日	1975 年 11 月 21 日	1979 年 12 月 14 日
1981 年 12 月 21 日	1983 年 12 月 23 日	1984 年 12 月 21 日
1985 年 12 月 23 日	1987 年 12 月 21 日	1988 年 12 月 19 日
1989 年 6 月 30 日	1992 年 6 月 29 日	1993 年 6 月 30 日
1994 年 6 月 30 日	1995 年 6 月 30 日	1999 年 2 月 12 日
1999 年 6 月 30 日	2000 年 6 月 30 日	2001 年 6 月 29 日
2002 年 6 月 26 日	2003 年 6 月 24 日	2004 年 6 月 23 日
2006 年 6 月 23 日	2007 年 4 月 1 日	2009 年 6 月 23 日
2010 年 6 月 22 日	2015 年 10 月 1 日	2017 年 1 月 1 日
2019 年 7 月 1 日	2022 年 6 月 17 日	2025 年 6 月 20 日